

令和7年度

京丹後市美しいふるさとづくり条例環境共生自主計画並びに

京丹後市美しいふるさとづくり推進事業費補助金

募集要領

令和7年度募集 対象期間

自主計画 : 令和9年3月31日まで

補助事業 : 令和8年3月31日まで

〔問合せ・提出先〕

京丹後市 市民環境部 生活環境課

TEL : 0772-69-0240

令和7年4月

京 丹 後 市

1. 制度について

(1) 制度の背景・目的

京丹後市の自然環境に暮らす私たちにとっては、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、誇るべき財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しており、一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する全ての者の参加と協働によって私たちの行動及び活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められています。

京丹後市では、次代に継承すべき固有の自然環境を守り、社会的活用の促進を通した持続可能な環境共生のまちづくりを目的として、京丹後市美しいふるさとづくり条例に基づき、美しいふるさとづくり推進事業を実施します。

(2) 制度の概要

市は、下記①～③のいずれかに該当する市内地域において、美化、啓発及び体験の各活動を行おうとする者の定めた環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画を環境共生自主計画として承認し、当該地域を、環境の保全及び持続可能なまちづくりを具体化する区域であって、社会的活用と自然的保護の共生が特に重要と認める区域として、環境共生推進地域、特別保護区域に指定し、環境資源単位で行われる自主的な環境共生活動を促進します。

- ① 地質若しくは地形が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- ② 保全すべきと認められる天然植生の状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- ③ 生存する希少動植物を良好に育む環境を維持している状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

【制度活用の流れ】

1	環境共生推進地域の指定	京丹後市美しいふるさとづくり条例に基づき、「環境共生自主計画」の承認を受けることで、「環境共生推進地域」の指定を受けるとともに、申請者は「環境共生活動推進主体」として認定されます。	(適用) 承認年度含む 2年間
2	特別保護区域の指定	「環境共生推進地域」のうち、特に自然を保護し、社会的活用の促進を図るべき土地の区域として「特別保護区域」の指定を受けることができます。ただし、指定は保護のない場合における環境資源滅失の蓋然性が高く、当該区域の管理権限が市長又は申請者等にある区域に限ります。なお、「特別保護区域」では、環境保護のための禁止行為を定めることができます。	
3	環境共生活動の実施	「環境共生活動推進主体」が行う環境資源の適切な保護（禁止行為の監視・指導）、環境資源の社会的活用（啓発・体験）にあたっては、京丹後市美しいふるさとづくり推進事業費補助金を活用することができます。	(適用) 単年度

2. 環境共生自主計画

(1) 環境共生自主計画の策定主体

次の「(2) 計画策定の対象地域」に定める地域を対象として、美化、啓発及び体験等の社会的活用を通じた環境共生推進活動を行おうとする者であって、当該地域内における活動実績を有し、当該地域の属する自治会の同意を得る者となります。

一つの対象地域内において複数の事業を複数の団体等で計画する場合、自主計画の承認申請は参画団体の共同体によるものとし、自治会の同意は計画に対して得るものとします。

(2) 計画策定の対象地域

次の①～③のいずれかに該当する地域とします。

- ① 地質若しくは地形が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- ② 保全すべきと認められる天然植生の状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- ③ 生存する希少動植物を良好に育む環境を維持している状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

対象とする環境資源の固有性及び特異性等の状態判断は、法令等に基づく地域指定等の状況、社会的・経済的・文化的な保全の背景等を考慮して行います。

(3) 計画に定める事項

次の①～④すべてのことを定めます。

- ① 環境共生推進地域の区域に関する事項（特別保護区域に関する事項）
- ② 環境の特質、環境の保全に関する基本的な事項
- ③ 美化、啓発並びに体験の各活動及び事業に関する事項
- ④ 環境の保全のため、禁止又は抑制することが適当であると認められる行為

(4) 承認申請に要する書類（※詳細は様式集でご確認ください。）

①	京丹後市美しいふるさとづくり条例 環境共生自主計画承認申請書	様式第1号	☐
②	環境共生自主計画 計画書	計画様式1	☐
③	計画地域の範囲 指示図	指示図	☐
④	推進主体の範囲 実施体制図	体制図	☐
⑤	地元自治会 計画同意書	同意書	☐

(5) 承認審査

提出された承認申請及び環境共生自主計画、その他提出書類は、京丹後市美しいふるさとづくり条例、施行規則及びこの募集要領に基づき、下記のことを勘案し審査します。

- ① 自然環境の特性、及び保全の状態
- ② 社会的活用と自然的保護に関する行動計画
- ③ 自治会の同意等、地元地域との協働の状況

※1 内容確認のためのヒアリング、現地調査、外部機関への審査依頼、追加資料提出の依頼等を行うことがあります。

※2 書類に不備がある場合、期限を定め不備是正を行うものとし、是正されない申請は受付けないものとします。

(6) 環境共生自主計画の承認及び環境共生活動推進主体の認定等

環境共生自主計画の承認申請を受付けた後、審査を行い、自主計画を承認し環境共生活動推進主体として認定すべきものと認める者に対し、京丹後市美しいふるさとづくり条例環境共生自主計画承認（不承認）決定通知書により通知するとともに、環境共生活動推進主体認定証を交付し、市は、環境共生推進地域及び特別保護区域を告示します。

なお、決定にあたり、条件及び指示を、また承認が適当でないと認めたときはその旨をそれぞれ付し、直接通知するものとし、指示等に従わない場合、申請は効力を失うものとします。

(7) 環境共生推進地域の指定によりできること

- ① 環境共生推進地域の広報・啓発
- ② 美しいふるさとづくり推進事業費補助金の活用
- ③ 特別保護区域の指定による禁止行為の広報・啓発
- ④ 特別保護区域における違反行為に対する監視・指導
- ⑤ 環境共生推進地域の指定状況を示す表示板の市による設置

(8) 環境共生自主計画の承認等の取消し

環境共生自主計画の承認を受けた環境共生活動推進主体が次のいずれかに該当するときは、自主計画の承認及び推進主体の認定が取り消されます。

- ① 自主計画に従って事業を行っていないと認められるとき。
- ② 自主計画に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認められるとき。
- ③ 偽りその他の不正の手段により自主計画の承認を受けたと認められるとき。
- ④ 自主計画の実施に関し必要な報告を行っていない、又は虚偽の報告を行ったと認められるとき。

3. 美しいふるさとづくり推進事業費補助金

(1) 対象者

環境共生自主計画の承認を受けた環境共生活動推進主体であって、当該自主計画に記載された環境共生活動を適正かつ確実に行うことができる者としてします。

(2) 対象事業

承認を受けた環境共生自主計画に基づく下記の事業とします。

対象事業区分	対象事業の内容	対象経費
監視・指導事業	特別保護区域において、期間を定め、当該区域に課された禁止事項に係る違反行為の監視・指導を重点的に行う活動に要する経費	労務費 広報費 事務費
啓発・共生事業	環境共生推進地域において、期日を定め、当該地域を構成する環境資源を啓発し、体験活動等を通して保全を呼びかける活動に要する経費	会場費 広報費 事務費

(3) 補助率及び補助上限額

対象事業区分	補助率	補助上限額
監視・指導事業	補助対象経費の2/3以内の額	100 千円
啓発・共生事業	補助対象経費の1/2 以内の額	300 千円

ただし、市長が特に必要と認める経費の場合は、この限りではありません。

(4) 補助事業実施上の条件

- ① 事業運営・管理が、承認を受けた環境共生自主計画及び環境共生活動推進主体の責任の下で実行されること。
- ② 環境保全活動の継続意思を表明する事業であること。
- ③ 当該年度において未着手であること。
- ④ 収益を得る事業でないこと。
- ⑤ 補助対象経費とその他の経費を明確に区別できること。
- ⑥ 契約書や見積書、領収書等の根拠書類によって金額が確定できること。
- ⑦ 国、府等の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものであること。

(5) 対象とならない経費例

- ① 美化、体験、啓発等の単一の活動を目的とした事業
- ② 常設物の設置、既存施設の補強・修繕等の費用
- ③ 他の事業へ流用可能な物品、その他区別が明確とならない経費

(6) 交付申請に要する書類（※詳細は様式集でご確認ください。）

①	京丹後市美しいふるさとづくり推進事業費補助金 交付申請書	交付様式第1号	☐
②	事業活動実施計画書	実施様式1	☐
③	収支内訳書	収支様式1	☐
④	口座登録申請書	その他様式1	☐

※交付申請は、対象事業ごとに行っていただきます。

(7) 交付申請の審査

交付申請は、提出された補助事業計画の内容及びその他提出書類により、京丹後市補助金等交付規則、京丹後市美しいふるさとづくり推進事業費補助金交付要綱及びこの募集要領に基づき審査します。

※1 内容確認のためのヒアリング、現地調査、外部機関への審査依頼、実施費用の査定、追加資料提出の依頼等を行うことがあります。

※2 書類に不備がある場合、期限を定め不備是正を行うものとし、是正されない申請は受け付けません。

(8) 交付決定の通知

補助金交付申請を受付けた後、補助金の交付を決定すべきと認めた場合、環境共生活動推進主体に対し京丹後市美しいふるさとづくり推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書により通知します。

なお、交付の決定にあたり、条件及び指示を、また補助金の交付が適当でないと認めたときはその旨をそれぞれ付し、直接通知するものとし、指示等に従わない場合、申請は効力を失うものとし、

(9) 交付決定の全部又は一部の取消し

交付決定を受けた環境共生活動推進主体が次のいずれかに該当するときは、交付決定が取り消されます。

- ① 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ② 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ③ 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ④ 法令及び募集要領等に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(10) 補助事業の実績報告

補助金の交付決定を受け、補助事業を実施した環境共生活動推進主体は、補助事業の完了後速やかに実績を報告するものとします。

市は、受付けた実績報告の内容と交付決定事業との適合状況を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、環境共生活動推進主体に対し京丹後市美しいふるさとづくり推進事業費補助金交付確定通知書により通知します。

4. 申請の受付及び提出期間等

(1) 提出書類の受付

①	美しいふるさとづくり条例環境共生自主計画承認申請書	令和8年3月31日まで
②	美しいふるさとづくり推進事業費補助金交付申請書	事業着手前まで

(2) 提出方法 持参又は郵送によるものとします
(受付は市の定める休日、時間外を除く)

(3) 提出部数 1 部

(4) 提出先 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地
京丹後市 市民環境部 生活環境課
TEL : 0772-69-0240 FAX : 0772-62-6716
E-mail : kankyo@city.kyotango.lg.jp

(5) 様 式 本募集要領及び各種様式は下記ホームページからダウンロードしていただけます。

<https://www.city.kyotango.lg.jp/>

(6) そ の 他 ① 提出された書類は返却しません。
② 提出書類受付期間外の申請は受け付けません。

5. 個人情報の取扱い

本制度の運用に伴い取得した個人情報は、次の目的で利用します。

(1) 計画管理、補助金交付に係る業務

(2) 市又はその他公的機関が行う環境保全等に関連する調査・検証等業務

6. その他の条件

本制度の運用にあたっては、京丹後市美しいふるさとづくり条例、同条例施行規則、京丹後市補助金等交付規則及び京丹後市美しいふるさとづくり推進事業費補助金交付要綱の規定を遵守いただくとともに、市は次の条件を付すものとします。

(1) 制度活用者は、市が制度の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じるものとします。

(2) 補助金の交付にあたっては、受付けた補助金交付申請に係る補助金の合計額が予算額を超えた場合、直ちに補助金交付申請の受け付けを停止するものとします。

京丹後市 市民環境部 生活環境課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

TEL : 0772-69-0240

FAX : 0772-62-6716

E-mail : kankyo@city.kyotango.lg.jp

URL : <https://www.city.kyotango.lg.jp/>